

第2章 食料自給率向上に向けた取組

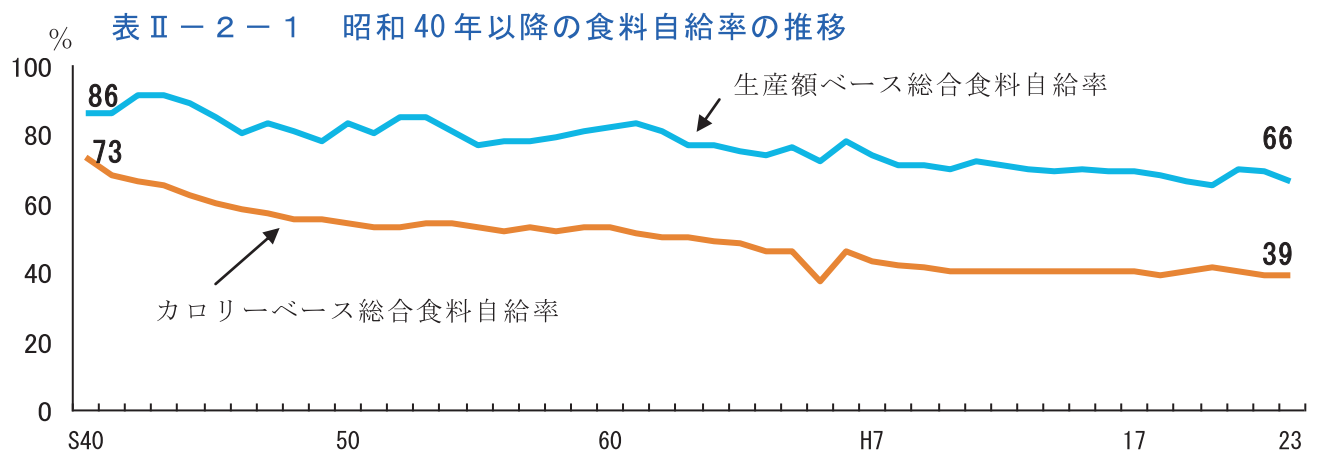
1 食料自給率の動向

(1) 食料自給率の動向

平成23年度の我が国の食料自給率は、カロリーベースで39%、生産額ベースで66%

我が国の食料自給率は、カロリーベースで見ると昭和40年度（1965年度）の73%から平成10年度（1998年度）には40%に低下し、その後、横ばいで推移してきました。平成23年度（2011年度）には、概算値でカロリーベース、生産額ベースそれぞれ39%、66%となっています（表Ⅱ-2-1）。

食料自給率低下の大きな要因としては、食生活の変化があります（図Ⅱ-2-1）。



資料：農林水産省「食料需給表」

図Ⅱ-2-1 食生活の変化

	ごはん	牛肉料理	豚肉料理	たまご料理	牛乳	植物油	野菜	果実	魚介類
昭和40年度 (73%)	1日5杯	月1回	月2回	3週間で 1パック	週に2本	年に3本	1日300g程度 (重量野菜多い)	1日80g程度 (りんごが3割)	1日 80g程度
昭和55年度 (53%)	1日4杯	月2回	月5回	2週間で 1パック弱	週に3本	年に7本	1日310g程度 (緑黄色野菜 増加)	1日110g程度 (みかんが約4割)	1日 100g程度
平成23年度 (39%)	1日3杯	月3回	月7回	2週間で 1パック	週に3本	年に8本	1日250g程度 (緑黄色野菜 以外は減少)	1日100g程度 (その他果実が 約7割) -輸入物増-	1日 80g程度 -輸入物増-

※1. 年度欄の()内はカロリーベースの食料自給率

※2 牛肉料理と豚肉料理は1食150g換算。牛乳は牛乳びん、植物油は1.5kgボトル換算。

資料：農林水産省作成

（２）中国・四国地域各県の食料自給率の動向

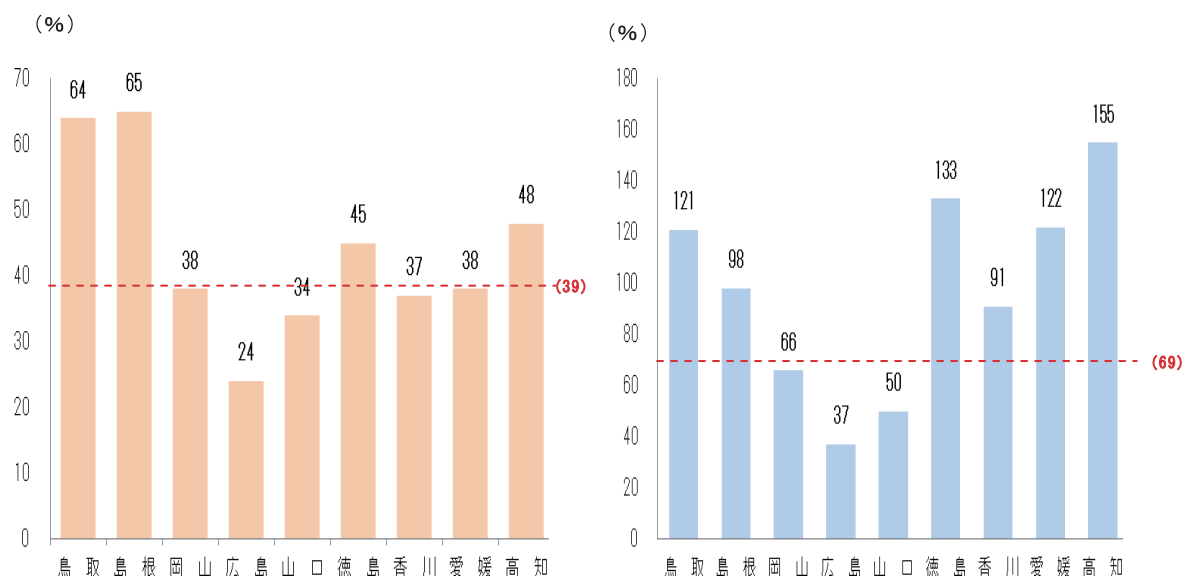
中国・四国地域各県の食料自給率は、地域によって顕著に差

中国・四国地域各県の平成 22 年度（2010 年度）の県別食料自給率について、カロリーベースでは、山陰の鳥取、島根の両県と四国の徳島、高知の両県が全国（39%）を上回っています。生産額ベースでは、山陰の鳥取、島根の両県と四国 4 県が全国（69%）を上回っています（表Ⅱ－２－２）。

表Ⅱ－２－２ 平成 22 年度（2010 年度）の県別食料自給率

○カロリーベース総合食料自給率

○生産額ベース総合食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」他

注：都道府県別食料自給率については、

1. データの制約から、各都道府県の生産・消費の実態を十分把握できていない部分があること、
2. 各地域の自然・社会・経済的な諸条件が異なっていることから、その水準を各都道府県間で単純に比較できるものではないこと、に留意願います。

2 経営所得安定対策

（１）農業者戸別所得補償制度の実施状況

平成 22 年度（2010 年度）から戸別所得補償制度が導入され、初年度は、水田農業を対象として、①水田を活用して食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆等の生産拡大を促す対策と、②米の需給調整に参加した農業者等に対して恒常的なコスト割れ相当分を補てんする対策をセットで行う、戸別所得補償モデル対策が実施されました。

平成 23 年度（2011 年度）からは、水田農業に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を広げた農業者戸別所得補償制度が実施されました。

中国四国地域における平成24年度（2012年度）の実施状況をみると、加入申請件数は20万94件で、昨年度の支払実績に比べ、2,343件増加しました。

これは、新たに加入する農家はあったものの、一方で集落営農の組織化・法人化が進展したことにより、複数の農家がまとまって1つの組織に含まれるようになったこと等から、結果としてほぼ横ばいとなったものです。

経営形態別にみると、個人が19万8,353件、法人が1,201件、集落営農が540件となっており、昨年産と比べ個人は1%（2,258件）増加したのに対し、法人・集落営農といった組織での加入が5%（85件）増加しました。

交付金別にみると、米の所得補償交付金は17万8,008件、水田活用の所得補償交付金は8万7,479件、畑作物の所得補償交付金は6,456件、再生利用加算は12件、規模拡大加算が782件となっており、昨年産と比べ米は831件増、水田活用は5,239件増、畑作物は1,837件増、再生利用加算は9件増、規模拡大加算は101件増となっています（表Ⅱ－2－3）。

表Ⅱ－2－3 経営形態別、交付金別加入申請件数

（単位：件）

県	加入申請 件数	経営形態別				交付金別				
		個人	法人	集落 営農	構成戸数	米	水田活用	畑作物	加算交付金	
									再生利用 加算	規模拡大 加算
鳥 取	(271) 22,909	(262) 22,742	(7) 102	(2) 65	(▲ 30) 1,960	(197) 21,455	(792) 9,447	(377) 1,540	(1) 3	(23) 57
島 根	(▲ 444) 26,028	(▲ 458) 25,692	(5) 209	(9) 127	(180) 2,902	(▲ 285) 24,254	(851) 9,794	(160) 966	(5) 5	(▲ 10) 210
岡 山	(1,304) 27,088	(1,299) 26,936	(▲ 1) 96	(6) 56	(27) 1,461	(521) 23,002	(1,547) 15,024	(639) 1,335	(1) 1	(▲ 6) 82
広 島	(▲ 128) 33,704	(▲ 144) 33,331	(12) 295	(4) 78	(78) 1,344	(▲ 12) 31,867	(▲ 101) 12,485	(219) 900	(0) 0	(25) 97
山 口	(▲ 209) 26,714	(▲ 221) 26,411	(15) 197	(▲ 3) 106	(▲ 85) 1,743	(▲ 409) 24,619	(102) 11,284	(110) 508	(0) 0	(37) 147
徳 島	(1,337) 9,734	(1,333) 9,676	(3) 54	(1) 4	(31) 55	(195) 5,758	(1,319) 7,064	(65) 260	(2) 3	(▲ 7) 7
香 川	(▲ 251) 24,740	(▲ 264) 24,566	(12) 111	(1) 63	(▲ 95) 6,228	(▲ 35) 23,410	(▲ 119) 7,059	(162) 563	(0) 0	(65) 132
愛 媛	(604) 19,475	(605) 19,355	(1) 92	(▲ 2) 28	(▲ 88) 406	(737) 18,235	(937) 7,309	(80) 323	(0) 0	(▲ 25) 49
高 知	(▲ 141) 9,702	(▲ 154) 9,644	(10) 45	(3) 13	(58) 315	(▲ 78) 5,408	(▲ 89) 8,013	(25) 61	(0) 0	(▲ 1) 1
中国四国計	(2,343) 200,094	(2,258) 198,353	(64) 1,201	(21) 540	(76) 16,414	(831) 178,008	(5,239) 87,479	(1,837) 6,456	(9) 12	(101) 782

注：（ ）は昨年支払実績からの増減件数

次に作付計画面積をみると、米の所得補償交付金の作付計画面積は、11万9,596haで昨年産の支払実績（10a控除前）と比べ3,564ha増加しました。

水田活用の所得補償交付金（戦略作物）の作付計画面積は2万6,983haで、昨年産の支払実績に比べ741ha増加しました。戦略作物のほとんどの作物で昨年産を上回っており、特に加工用米、新規需要米など米（非主食用米）での作付けが昨年産に比べかなり増加しました。

畑作物の所得補償交付金の作付計画面積については1万2,950haで、そのうち麦が8,649ha、大豆が2,776ha、そばが1,469ha、なたねが56haとなっています。

加算交付金については再生利用加算は7ha、規模拡大加算は1,523haで、昨年産に比べ再生利用加算は6ha増加し、規模拡大加算は93ha減少しました（表Ⅱ－2－4）。

表Ⅱ－2－4 主要作物の作付計画面積

(単位:ha)

	米の所得補償交付金(10a控除前)	水田活用の所得補償交付金(戦略作物)							畑作物の所得補償交付金				加算交付金	
		合計	麦	大豆	飼料作物	新規需要米	そば	加工用米	麦	大豆	そば	なたね	再生利用加算	規模拡大加算
鳥 取	(383) 13,044	(78) 2,872	(▲ 4) 114	(▲ 11) 630	(35) 1,012	(33) 714	(16) 302	(9) 89					(0) 1	(76) 129
島 根	(416) 17,457	(▲ 70) 3,402	(12) 662	(17) 682	(▲ 23) 591	(▲ 103) 882	(29) 382	(5) 189					(1) 1	(▲ 322) 273
岡 山	(925) 15,284	(228) 6,819	(▲ 14) 2,369	(51) 1,270	(5) 1,280	(29) 1,307	(12) 168	(137) 410					(1) 1	(▲ 65) 96
広 島	(728) 21,553	(65) 2,755	(4) 201	(▲ 1) 468	(48) 1,137	(67) 402	(7) 407	(▲ 59) 138					(…) -	(82) 249
山 口	(478) 21,228	(369) 3,765	(114) 1,202	(14) 672	(39) 1,214	(44) 472	(21) 68	(135) 135					(…) -	(103) 610
徳 島	(114) 3,245	(32) 846	(5) 101	(9) 47	(30) 223	(▲ 29) 440	(7) 15	(11) 20					(4) 4	(▲ 12) 7
香 川	(▲ 21) 13,414	(82) 2,814	(6) 2,342	(▲ 5) 83	(36) 183	(38) 166	(7) 34	(…) -					(…) -	(78) 115
愛 媛	(388) 10,689	(▲ 45) 2,629	(▲ 80) 1,656	(▲ 39) 294	(▲ 9) 444	(73) 205	(10) 30	(1) 1					(…) -	(▲ 32) 44
高 知	(153) 3,682	(3) 1,082	(4) 7	(▲ 3) 113	(▲ 3) 306	(14) 625	(▲ 2) 10	(▲ 8) 20					(…) -	(▲ 1) 0
中国四国計	(3,564) 119,596	(741) 26,983	(46) 8,654	(31) 4,258	(159) 6,392	(169) 5,213	(107) 1,416	(227) 999					(6) 7	(▲ 93) 1,523

注: 1 ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

2 ()は昨年産の支払実績面積との増減面積。

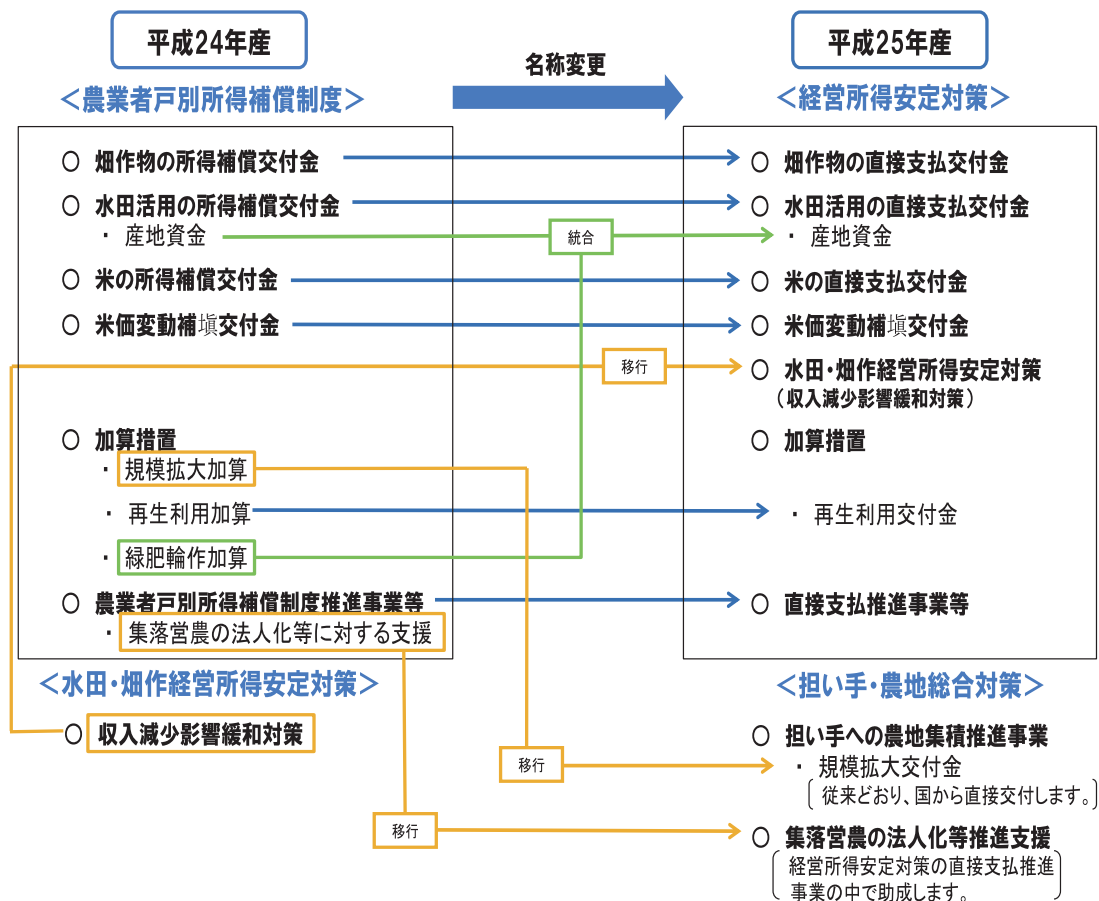
3 新規需要米は米粉用米、飼料用米、WCS用稲の合計である。

（２）平成 25 年産経営所得安定対策の概要

平成 25 年産（2013 年産）は、制度の名称を農業者戸別所得補償制度から経営所得安定対策と変更するものの、交付金、単価等基本的な枠組みは平成 24 年産（2012 年産）と同じ仕組みで実施しています（図Ⅱ－２－２）。

また、平成 25 年産（2013 年産）収入減少影響緩和対策は、経営所得安定対策の中の対策の一つとして、24 年産（2012 年産）と同様の仕組みで引き続き実施しています。

図Ⅱ－２－２ 制度の名称変更等について



(3) 平成 24 年産収入減少影響緩和対策の加入状況

平成 24 年産（2012 年産）収入減少影響緩和対策については、2,148 経営体（うち、認定農業者 1,964、集落営農組織 184）からの加入申請がありました。

また、品目別の生産予定面積は米 1 万 5,887ha、4 麦 7,358ha、大豆 2,221ha となりました（表Ⅱ－2－5、表Ⅱ－2－6）。

表Ⅱ－2－5 24 年産の加入申請状況（経営形態別申請経営体数）

単位：経営体

	計	認定農業者			集落営農組織		
		小計	個人	法人	小計	特定農業団体	準ずる組織
鳥 取 県	106	86	60	26	20	－	20
島 根 県	332	283	162	121	49	37	12
岡 山 県	265	255	224	31	10	－	10
広 島 県	255	253	114	139	2	－	2
山 口 県	623	573	441	132	50	47	3
徳 島 県	31	31	24	7	－	－	－
香 川 県	241	201	148	53	40	39	1
愛 媛 県	247	234	193	41	13	3	10
高 知 県	48	48	45	3	－	－	－
中国四国計	2,148	1,964	1,411	553	184	126	58

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織（例：特定農業法人）が含まれている。

2) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。

表Ⅱ－2－6 24 年産の加入申請状況（品目別生産予定面積）

単位：ha

	米			4 麦			大豆		
	小計	認定農業者	集落営農組織	小計	認定農業者	集落営農組織	小計	認定農業者	集落営農組織
鳥 取 県	940	749	191	85	59	26	276	148	128
島 根 県	3,165	2,428	737	588	361	228	512	358	154
岡 山 県	1,474	1,442	32	2,267	2,224	43	174	158	16
広 島 県	2,763	2,749	14	152	152	－	253	246	7
山 口 県	3,861	3,374	488	1,102	993	108	565	484	81
徳 島 県	167	167	－	70	70	－	12	12	－
香 川 県	2,772	921	1,852	1,709	1,135	574	45	39	7
愛 媛 県	609	554	55	1,383	1,135	247	288	176	112
高 知 県	136	136	－	2	2	－	96	96	－
中国四国計	15,887	12,520	3,369	7,358	6,131	1,226	2,221	1,717	505

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織（例：特定農業法人）が含まれている。

2) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。

3) ラウンドの関係で数値が一致しないことがある。

3 農地政策

(1) 農地の利用及び流動化

ア 農業振興地域の現状

196 市町村が農業振興地域に指定

平成 23 年（2011 年）12 月 1 日現在の農業振興地域は、中国・四国管内の 202 市町村のうち、196 市町村で指定され、そのすべての市町村で農業振興地域整備計画が策定されています（表Ⅱ－2－7）。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」において、平成 32 年の確保すべき農用地等の面積については、全国で 415 万 ha を目標としました。

また、同法に基づき毎年、目標の達成状況を公表することとされており、中国・四国管内の平成 23 年度（2011 年度）の農用地区域内の農地面積は 35 万 900ha となっています。（表Ⅱ－2－8）。

表Ⅱ－2－7 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定状況
（中国・四国）

県 名	市町村	農業振興地域指定市町村数			農業振興地域の指定を受けていない市町村
			整備計画 策定済み	整備計画 未策定	
鳥 取	19	19	19	－	
島 根	19	19	19	－	
岡 山	27	27	27	－	
広 島	23	20	20	－	ふちゅうちょう かいたちょう さかまち 府中町、海田町、坂町
山 口	19	18	18	－	わきちょう 和木町
徳 島	24	24	24	－	
香 川	17	15	15	－	なおしまちょう うたづちょう 直島町、宇多津町
愛 媛	20	20	20	－	
高 知	34	34	34	－	
合 計	202	196	196	－	

資料：中国四国農政局調べ（平成 23 年（2011 年）12 月 1 日現在）

表Ⅱ－２－８ 平成 23 年の農用地区域内の農地面積

(単位：千 ha)

県名	H23年 農地面積	(参考) 対前年 増減	(参考)	
			除外等	編入等
鳥 取	31.3	▲ 1.9	▲ 2.2	0.3
島 根	38.3	▲ 1.0	▲ 1.2	0.2
岡 山	57.3	▲ 0.4	▲ 0.9	0.5
広 島	51.0	▲ 2.0	▲ 2.1	0.1
山 口	41.0	0.4	▲ 0.3	0.7
徳 島	30.2	1.8	▲ 0.1	2.0
香 川	27.2	0.5	▲ 0.2	0.7
愛 媛	44.3	▲ 0.2	▲ 0.3	0.2
高 知	30.3	0.1	▲ 0.2	0.2
合 計	350.9	▲ 2.7	▲ 7.5	4.9

資料：中国四国農政局調べ（平成 23 年（2011 年）12 月 1 日現在）

注：農地面積とは農業振興地域農用地区域内の農地（田、畑、樹園地）の面積

イ 農地転用の動向

農地転用面積は前年並み

中国・四国地域における農地転用面積は、平成 2 年(1990 年)の 4,286ha をピークに、減少傾向で推移しており、平成 23 年(2011 年)の農地転用面積は 1,211ha で前年比 101%、平成 2 年(1990 年)比 28%となっています。

農地転用面積を県別にみると、岡山県(225ha)、愛媛県(165ha)、山口県(163ha)の順になっています。

また、用途別では「住宅用地」が全体の 33%と一番多く、次いで「その他建物施設・業務用地（農林漁業用施設、駐車場、資材置き場、公的施設等）」が 27%と 2 つの用途で転用面積全体の 60%を占めています（表Ⅱ－２－９）。

表Ⅱ－２－９ 中国・四国地域の農地転用面積の推移

単位：ha

暦年	総面積	住宅用地	工鉱業用地	学校・公園・運動場用地	道水路・鉄道用地	商業・サービス等用地	その他建物施設・業務用地	植林・その他
1990年	4,286	872	532	150	804	－	846	1,082
1995年	3,535	972	300	145	749	210	529	630
2000年	2,532	691	44	21	520	173	568	515
2005年	1,812	579	18	11	231	179	489	305
2007年	1,721	565	21	19	195	218	426	277
2008年	1,396	485	27	20	166	102	392	202
2009年	1,234	372	14	5	150	87	324	283
2010年	1,202	407	9	24	70	85	310	297
2011年	1,211	399	10	25	128	79	330	240

資料：2009年までは農林水産省経営局「土地管理情報収集分析調査」、2010年からは農林水産省経営局「農地の権利移動借賃等調査」

注：1999年以降については、用途別の仕分けの変更があり工鉱業用地、商業・サービス等用地は1990年の数値と一致しない。

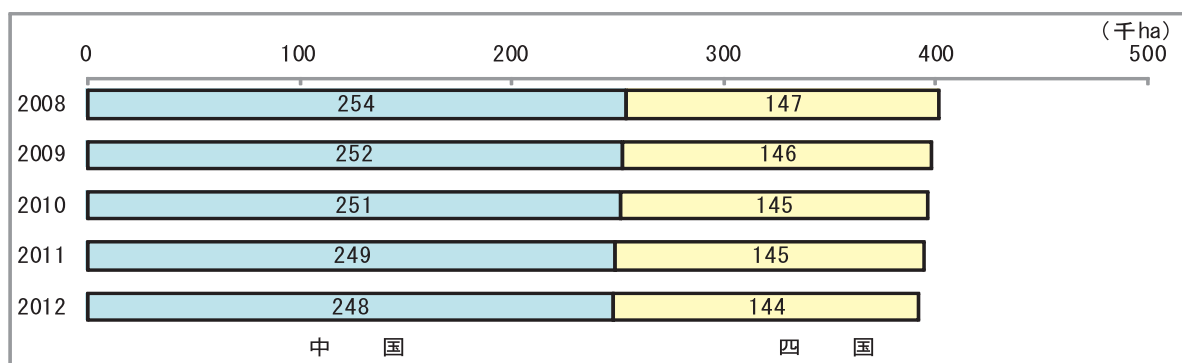
ウ 耕地面積、耕地の利用状況

耕地面積、耕地利用率ともに前年を下回る

平成24年（2012年）7月15日現在の耕地面積（田畑計）は39万1,300haで、耕作放棄や宅地等への転用等により、前年に比べて2,600ha（0.7%）減少しました。地域別にみると、中国24万7,700ha、四国14万3,600haで、前年に比べて1,600ha（0.6%）、900ha（0.6%）それぞれ減少しました（図Ⅱ－２－３）。

田畑別にみると、田は28万1,600ha、畑は10万9,700haで、前年に比べて1,300ha（0.5%）、1,200ha（1.1%）それぞれ減少しました。畑を種類別にみると、普通畑5万5,400ha、樹園地5万300ha、牧草地3,990haとなりました。

図Ⅱ－２－３ 地域別耕地面積の推移（中国・四国）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

平成 23 年（2011 年）の農作物作付（栽培）延べ面積は 32 万 5,400ha で、前年に比べて 3,400ha（1.0％）減少しました。

耕地利用率は 82.6％で、前年に比べて 0.3 ポイント低下しました。これは、前年からの作付（栽培）延べ面積の減少に対し、耕地面積の減少が下回ったためです。地域別にみると、中国 79.5％、四国 88.0％となりました（表Ⅱ－２－10）。

表Ⅱ－２－10 地域別の耕地の利用状況（田畑計）

区 分	作付（栽培）延べ面積			耕 地 利 用 率		
	2010	2011	対前年 増減率	2010	2011	対前年差
全 国	ha 4,233,000	ha 4,193,000	% ▲ 0.9	% 92.2	% 91.9	ポイント ▲ 0.3
都 府 県	3,085,000	3,045,000	▲ 1.3	89.8	89.4	▲ 0.4
中国四国	328,800	325,400	▲ 1.0	82.9	82.6	▲ 0.3
中 国	199,800	198,200	▲ 0.8	79.6	79.5	▲ 0.1
四 国	129,000	127,200	▲ 1.4	88.8	88.0	▲ 0.8

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合である。

田畑別にみると、田の作付（栽培）延べ面積は 23 万 6,400ha で、前年に比べて 1,300ha（0.5％）減少し、耕地利用率は 83.6％となりました。作物類別にみると、水稻が 17 万 1,300ha で最も多く、次いで野菜 2 万 6,900ha、飼肥料作物 1 万 5,600ha、麦類 8,910ha となっています。

畑の作付（栽培）延べ面積は 8 万 9 千 ha で、前年に比べて 2 千 ha（2.2％）減少し、耕地利用率は 80.3％となりました。作物類別にみると、果樹が 4 万 4,500ha で最も多く、次いで野菜 2 万 1,900ha、飼肥料作物 1 万 400ha となっています（表Ⅱ－２－11）。

表Ⅱ－2－11 地域別・作物別の耕地の利用状況（2011年）

区 分	中 国・四 国			中 国	四 国
	田畑計	田	畑	田畑計	田畑計
作付（栽培）延べ面積	ha 325,400	ha 236,400	ha 89,000	ha 198,200	ha 127,200
水陸稲（子実用）	171,300	171,300	x	115,100	56,200
麦類（子実用）	9,110	8,910	204	4,630	4,480
かんしよ	3,110	488	2,630	979	2,140
雑穀（乾燥子実用）	1,950	1,660	295	1,760	195
豆類（乾燥子実用）	7,300	5,900	1,410	6,350	951
野菜	48,800	26,900	21,900	26,200	22,600
果樹	44,500	-	44,500	15,800	28,700
工芸農作物	3,540	661	2,870	1,390	2,140
飼肥料作物	26,000	15,600	10,400	20,000	5,980
その他作物	9,810	5,030	4,780	6,050	3,760
耕地面積	393,900	282,900	110,900	249,300	144,500
耕地利用率	82.6%	83.6%	80.3%	79.5%	88.0%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合である。

エ 耕作放棄地の現状

2010年の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770ha

平成22年（2010年）2月1日現在の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770haで、平成17年（2005年）時点と比べて3,369ha（5.5%）増加したものの、増加のテンポは減速（平成12年（2000年）から平成17年（2005年）にかけては11.8%増加）しています。

また、自給的農家¹や土地持ち非農家²の耕作放棄地³は増加していますが、販売農家の耕作放棄地は減少しています。

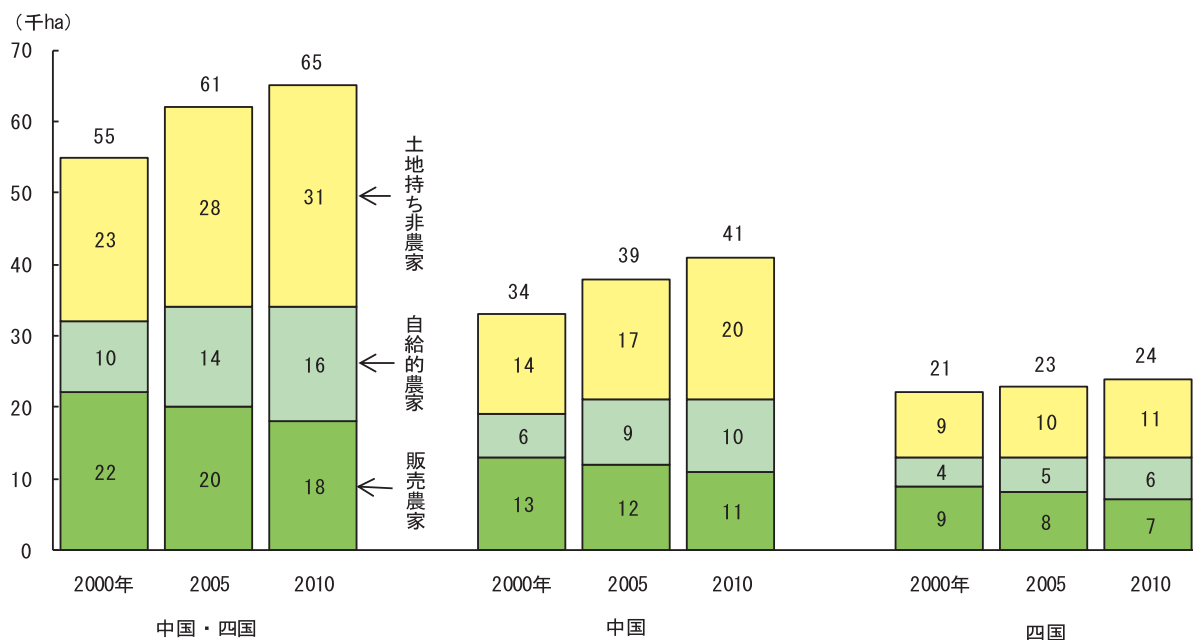
これを地域別にみると、中国地域では4万815ha、四国地域では2万3,956haで、平成17年（2005年）時点と比べてそれぞれ、5.2%、6.0%増加しています（図Ⅱ－2－4）。

1 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

2 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

3 耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に耕作する考えのない土地をいう。（過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は、含まれない。）

図Ⅱ－２－４ 耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」及び「2010年世界農林業センサス」

オ 農地の流動化

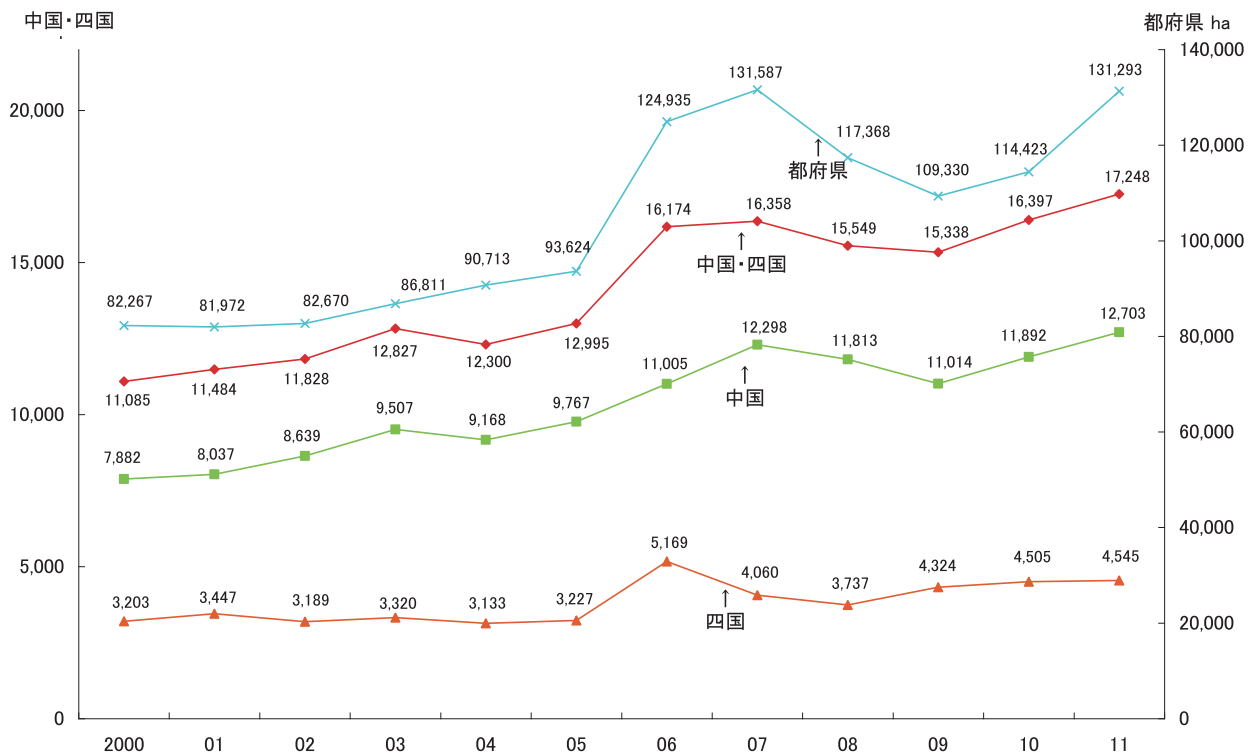
2011年の農地の権利移動面積は前年に比べ増加

中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積（平成23年（2011年）の1年間）は1万7,248haで、前年より851ha増加（対前年比105.2%）しました。

権利移動面積が全耕地面積（「平成23年耕地及び作付面積統計」による。）に占める割合をみると、中国・四国地域は4.4%（権利移動面積1万7,248ha、全耕地面積39万4千ha）で、都府県平均の3.9%（権利移動面積13万1,293ha、全耕地面積341万ha）を0.5ポイント上回っています。同割合を地域別にみると、中国地域は5.1%（権利移動面積1万2,703ha、全耕地面積24万9千ha）で、四国地域の3.1%（権利移動面積4,545ha、全耕地面積14万5千ha）を2.0ポイント上回っています（図Ⅱ－2－5）。

なお、中国・四国地域における農地の権利移動面積の権利形態は、利用権等の設定（賃貸借）によるものがほとんどで、平成23年（2011年）においては、権利移動面積1万7,248haのうち1万6,361ha（94.9%）を占めています。

図Ⅱ－２－５ 規模拡大につながる農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」

注：数値は、農地法第3条許可・届出による所有権耕作地有償所有権移転面積、賃借権設定面積及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等面積の合計面積

（２）認定農業者等が経営する農地面積

ア 認定農業者等への農地集積

認定農業者等への農地集積率は都府県平均を下回る

平成23年(2011年)3月末現在の中国・四国地域における「認定農業者（特定農業法人含む）、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」（以下「認定農業者等」という。）が経営する農地の集積率（認定農業者等が経営する農地面積が耕地面積に占める割合）は21.6%で、都府県平均の34.6%を13ポイント下回っています。

このうち、認定農業者への農地集積率は18.2%で、都府県平均の29.0%を10.8ポイント下回っています（表Ⅱ－２－12）。

中国・四国地域では、引き続き農業者の高齢化や農家戸数の減少が見込まれることから、集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、平成21年(2009年)に創設された農地利用集積円滑化事業の農地の面的集積を促進するための措置を活用し、農地の利用集積を進めることが望まれます。

表Ⅱ－２－１２ 認定農業者等への農地集積率（2011年3月末現在）

単位：ha、%

県 名	① 耕地面積	② 認定農業者等が経営する農地面積		④＝②／① 農地集積率	
		③ うち 認定農業者		⑤＝③／① うち 認定農業者	
鳥取県	35,100	7,238	6,152	20.6	17.5
島根県	38,400	10,033	7,704	26.1	20.1
岡山県	69,000	11,355	10,800	16.5	15.7
広島県	58,300	10,452	9,778	17.9	16.8
山口県	50,200	11,615	9,302	23.1	18.5
徳島県	31,100	5,536	4,964	17.8	16.0
香川県	32,000	8,512	4,707	26.6	14.7
愛媛県	53,500	14,252	13,168	26.6	24.6
高知県	28,700	6,602	5,560	23.0	19.4
中国・四国	396,400	85,596	72,133	21.6	18.2
都府県	3,436,000	1,190,189	995,747	34.6	29.0

資料：①は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」、それ以外は、農林水産省経営局が推計

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

イ 農地保有合理化事業の実施状況

売買事業は買入が減少・売渡は増加、貸借事業は借入・貸付共に減少

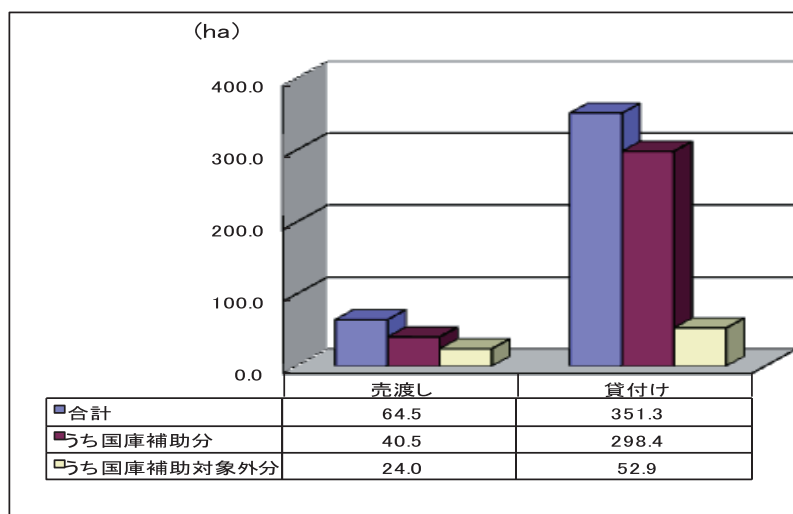
農地保有合理化事業は、農地保有合理化法人が貸し手農家（規模縮小農家等）の農地を買入れ又は借入れ、当該法人の中間保有・再配分機能を活かしてほ場の分散保有を解消しつつ規模拡大・農地の集団化等を図ろうとする担い手農家に売渡し又は貸付ける事業です。このため、売渡しや貸付を円滑に実施するための国の補助事業として、農地保有合理化促進事業（担い手支援農地保有合理化事業）及び農地売買円滑化事業が予算措置されています。

平成23年度(2011年度)における中国・四国地域の農地保有合理化事業のうち国の補助事業による買入面積は24.1haで、前年度に比べて21.3haの減少となりました。また、売渡面積は40.5haで、前年度に比べて1.4haの増加となっています。減少の主たる要因としては、前年の買入面積が例年を大きく上回る実績であったこと等が挙げられます。

また、国の補助事業による借入及び貸付面積は、共に298.4haとなっており、前年度に比べて46.3haの減少となっています。減少となった主たる要因としては、前年度に一部の県で例年を大きく上回る実績であったこと、21年度まで農地保有合理化事業で実施されていた貸借事業の一部が、22年度から本格的に動き始めた農地利用集積円滑化事業による貸借へ移行したこと等が挙げられます。

なお、国の補助事業によらず、各農地保有合理化法人独自で実施している農地保有合理化事業があり、買入面積が、24.7ha、売渡面積が24.0ha、借入面積が、55.2ha、貸付面積が52.9haとなっています（図Ⅱ－２－６、表Ⅱ－２－１３、表Ⅱ－２－１４）。

図Ⅱ－２－６ 農地保有合理化事業実績 (2011年度末)



資料：国庫補助分：中国四国農政局調べ

国庫補助対象外分：(社)全国農地保有合理化協会調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

(参考)

表Ⅱ－２－13 農地保有合理化事業（売買）

(単位：件、ha)

区 分	平成22年度(2010年度)				平成23年度(2011年度)			
	買 入		売 渡		買 入		売 渡	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
国庫補助分	88	45.4	97	39.1	67	24.1	61	40.5
国庫補助対象外分	88	23.8	92	27.6	86	24.7	76	24.0
中四局計	176	69.2	189	66.7	153	48.8	137	64.5
都府県計	2,732	1,336.4	2,603	1,473.6	2,401	1,099.1	2,267	1,139.7

資料：国庫補助分：中国四国農政局調べ

国庫補助対象外分：(社)全国農地保有合理化協会調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

表Ⅱ－２－14 農地保有合理化事業（貸借）

区 分	平成22年度(2010年度)				平成23年度(2011年度)			
	借 入		貸 付		借 入		貸 付	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
国庫補助分	553	344.7	156	344.7	541	298.4	127	298.4
国庫補助対象外分	36	28.2	28	28.0	66	55.2	66	52.9
中四局計	589	372.9	184	372.7	607	353.6	193	351.3
都府県計	3,245	1,567.7	1,733	2,034.6	2,479	1,441.3	1,906	1,865.1

資料：国庫補助分：中国四国農政局調べ

国庫補助対象外分：(社)全国農地保有合理化協会調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

（３）企業等の農業参入の促進

企業等の農業参入は着実に増加

平成 21 年(2009 年) 12 月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。

この農地法の改正によって、平成 24 年(2012 年)12 月末現在、全国で 1,071 法人が新たに農業参入しており、そのうち、中国・四国地域では 206 法人が新規に参入しています（表Ⅱ－２－15、表Ⅱ－２－16、表Ⅱ－２－17）。

表Ⅱ－２－15 一般法人の農業参入状況

	新規参入 法人数	組織形態		
		株式会社	特例有限会社	NPO等
全 国	1,071	671	145	255
うち中国・四国	206	117	30	59

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ－２－16 一般法人の業務形態別内訳

（単位：法人）

	新規参入 法人数	業種							
		食品関連産業	農業・畜産業	建設業	製造業	その他卸売・小売業	NPO法人	医療・福祉・教育	その他
全 国	1,071	270	162	144	56	62	122	34	221
うち中国・四国	206	44	22	30	16	9	26	15	44

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ－２－17 一般法人の営農作物内訳

（単位：法人）

	新規参入 法人数	野菜	複合	米麦等	果樹	工芸作物	花き	畜産	その他
全 国	1,071	492	199	183	92	42	30	25	8
うち中国・四国	206	90	38	43	19	8	2	5	1

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ



地元企業が農業参入し、野菜等の栽培に取り組んでいる事例
（島根県雲南市）



地元企業が農業参入し、野菜苗の栽培に取り組んでいる事例
（愛媛県宇和島市）